

関川ゴミマップ

良好な河川環境のために！

～ 私たちの身近な河川は、ゴミの不法投棄によって大変汚れています ～
川辺で食べた弁当・空き缶・空きビンのポイ捨て、不要になった家電類、自転車、廃タイヤ、コンクリート殻、雑誌などのゴミの不法投棄は「**犯罪行為**」です。法律では一般廃棄物を投棄した場合**5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処せられ又はこれを併科されます**
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条」

ゴミの不法投棄は、水質や景観など河川環境を悪化させるだけではなく、魚や鳥などの生態系にも悪影響を与えます。また、**ゴミを処分するためには多額の費用**もかかります。
豊かな自然で人々の憩いの場となっている河川敷では、散歩やジョギング、スポーツ、レクリエーションなど多くの人々から利用されています。また、河川管理者と地域が一体となって**親しみある川づくり**を行っています。良好な河川環境を保つためにも**ゴミの不法投棄**をなくしましょう。

※平成21年4月1日から家電リサイクル法が改正され、エアコン・テレビ・冷蔵庫（冷凍庫）・洗濯機の4種類に加え「衣類乾燥機」が対象品目に加わり、更にテレビが「ブラウン管式」「液晶テレビ」「プラズマテレビ」に細分化されました。対象家電を処分される場合は家電メーカーや電気店などにご相談下さい。

経済産業省HP家電リサイクルについて (http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/)

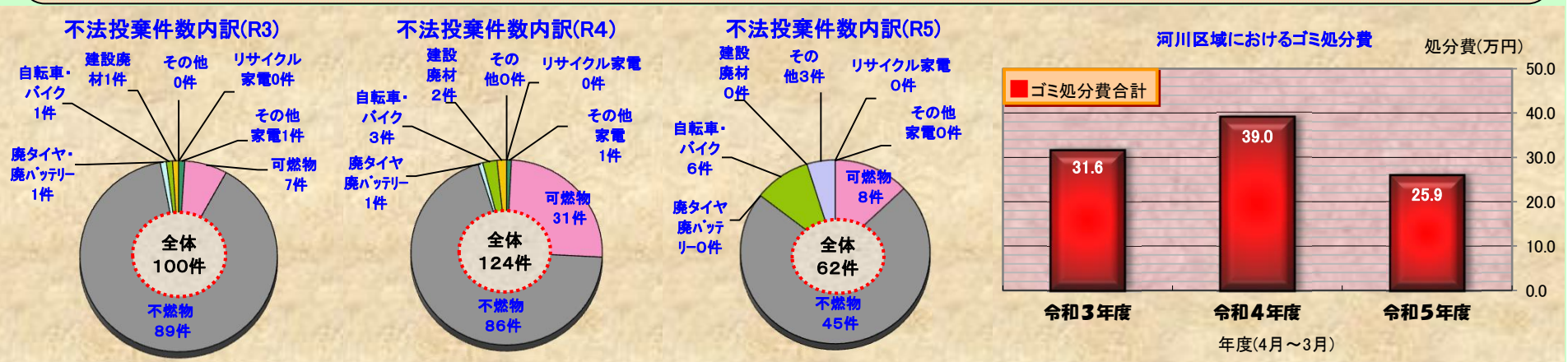
- 【通
報
先】
- ★上越警察署(025-521-0110)
 - ★上越市役所(生活環境課)(代表025-526-5111)
 - ★新潟県上越地域振興局健康福祉環境部(上越保健所)(025-524-6133)
 - ★国土交通省高田河川国道事務所河川管理課(025-521-4550)

関川・保倉川

河川パトロールが発見した不法投棄件数

令和5年度

令和3年度(4月～3月) 100件 令和4年度(4月～3月) 124件 令和5年度(4月～3月) 62件



国土交通省が管理する関川(河口～12.2K)、保倉川(関川合流部～佐内橋)の河川区域での河川パトロールで発見したゴミの不法投棄件数は、令和3年度100件、令和4年度124件、**令和5年度62件**となっています。令和5年度の内訳では**ダンボール及び紙類等の可燃物、空缶・空瓶やプラスチック容器等の生活に密接した不燃物**が大多数を占め、**自転車等も投棄されています**。また、河川区域におけるゴミ処分費は、令和3年度約32万円、令和4年度約39万円、**令和5年度約26万円**となっています。河川はゴミ箱ではありません。ゴミを捨てることによって川が汚れ、地球全体の環境を悪化させることにもつながります。みんなで環境意識を高めましょう。
※ゴミ処分費は、投棄物の種類や投棄量によって変動します。又、地域の皆さんの環境活動で集積されたゴミも含まれています。

罰 則
個人:5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金
又はこれを併科



関川・保倉川ゴミマップ (R5年度データ)

問い合わせ 国土交通省 高田河川国道事務所 河川管理課 Tel 025-521-4550